

●国会法第104条による記録提出要求

尖閣諸島沖での我が国巡視船と中国漁船との衝突事案の映像記録

(平成22年10月27日記録提出)

【経過】

平成22年（2010年）

9月 7日（火）尖閣諸島周辺で中国漁船が海上保安庁巡視船と衝突

8日（水）第11管区海上保安部が中国人船長を公務執行妨害で逮捕

24日（金）那覇地検が中国人船長を処分保留で釈放すると発表

25日（土）中国人船長を釈放

10月13日（水）衆議院予算委員会において、国会法第104条により、衝突
事案の映像記録の提出を求めることが全会一致で議決。

14日（木）中井治予算委員長が横路議長に記録提出要求書を手交
横路議長より上野友慈那覇地方検察庁検事正に対し記録提
出要求文書を発出

27日（水）上野検事正より横路議長に対し映像記録提出
横路議長より中井予算委員長に映像記録を手交

11月 1日（月）予算委員会理事会出席議員等に限って映像記録を視聴
4日（木）インターネット動画サイトにビデオ映像が投稿される
8日（月）予算委員会理事会出席議員等に限って映像記録を視聴
10日（水）インターネット上に映像を投稿したと話す海上保安官を警視
庁が事情聴取

【参考】

国会法第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- ② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
- ③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
- ④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。